

# 改正自賠法等の附帯決議にかかる対応について

平成18年1月

# 平成13年の自賠責制度改正5年後の見直しに係る検討

## 1. 経緯

平成13年の政府再保険制度廃止に係る「自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律」の国会審議において、本法施行後5年以内に所要の見直しを行うことが附帯決議として規定された。

## 2. 見直しの内容

衆議院及び参議院の附帯決議において、「自動車事故の被害者の救済及び自動車事故の防止に関しては、この法律の施行後5年以内に社会経済状況の推移等を勘案し、賦課金制度の導入の可能性を含め、検討を加えること」を政府に対して求めていることから、国土交通省では被害者救済対策及び自動車事故防止対策について見直しのための検討を行うこととしている。

見直しに当たっては、「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」において集中的に議論を行うとともに、本自動車損害賠償責任保険審議会と連携を図りつつ、所要の見直しを進めていきたいと考えている。

## 3. 今後のスケジュール

平成18年3月中旬	見直し事項の検討開始
6月下旬	見直し結果の報告
平成19年4月	見直しを踏まえた制度の運用開始